

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.44

2015 年 8 月 19 日

「H&H 中国最新法令情報」(No.44)をお送りします。

本号では、《6 月の主要法令》として、6 月 1 日から 30 日までに発布又は施行された法令を紹介しています。

《中国法務「基本のき」》では、「中国の手付について」と題する記事を掲載しました。中国の法律上認められている手付の内容、手付と違約金との関係について紹介しています。ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(6 月)	
【行政法規】	
「三証合一」登記制度改革の加速推進に関する意見	2
【部門規章】	
「価格詐欺行為の禁止の規定」に関する条項の解釈に関する通知	2
税金の滞納金減免に関する事項の明確化に関する公告	2
オンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商取引)外資持分制限に関する通知	3
費用分担契約管理の規範に関する公告	3
【司法解釈】	
台湾地域裁判所民事判決の認可及び執行に関する規定	3
台湾地域裁判所仲裁判断の認可及び執行に関する規定	4
環境権利侵害紛争案件の法律適用の若干問題に関する解釈	4
■ 中国法務「基本のき」	
中国の手付について	5

■ 主要法令(6月)

【行政法規】

■ 关于加快推进“三证合一”登记制度改革的意见

[发布部门] 国务院办公厅
[发布文号] 国办发[2015]50号
[发布日期] 2015年6月23日
[实施日期] 2015年6月23日
[概要]

目前,企业分别需要在工商行政管理部门领取营业执照、在质量技术监督部门领取组织机构代码证、在税务部门领取税务登记证。本意见旨在推进对此予以统合后通过一次申请仅领取工商行政管理部门颁发的营业执照的登记制度改革。

[法令原文]http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-06/29/content_9988.htm

■ 「三証合一」登記制度改革の加速推進に関する意見

[発布部門] 國務院弁公庁
[発布番号] 国弁発[2015]50号
[発布期日] 2015年6月23日
[実施期日] 2015年6月23日
[概要]

現在、企業に対しては工商行政管理部門から營業許可証、品質技術監督部門から組織機構コード証、稅務部門から稅務登記証がそれぞれ発行されている。本意見は、これらを統一して一回の申請で工商行政管理部門による營業許可証のみを発行する登記制度改革を推進するとしている。

【部門規章】

■ 关于《禁止价格欺诈行为的规定》有关条款解释的通知

[发布部门] 发展和改革委员会
[发布文号] 发改价监[2015]1382号
[发布日期] 2015年6月15日
[实施日期] 2015年6月15日
[概要]

本通知是《禁止价格欺诈行为的规定》(2001年国家发展计划委员会令第15号)相关条款的解释意见。2006年发布的解释意见(发改价检[2006]623号)同时废止。

[法令原文]http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201506/t20150624_696819.html

■ 「価格詐欺行為の禁止の規定」に関する条項の解釈に関する通知

[発布部門] 發展及び改革委員會
[発布番号] 发改価監[2015]1382号
[発布期日] 2015年6月15日
[実施期日] 2015年6月15日
[概要]

「価格詐欺行為の禁止の規定」(2001年国家發展計画委員會令第15号)に関する条項の解釈意見である。2006年に発布された解釈意見(发改価検[2006]623号)は同時に廃止される。

■ 关于明确税款滞纳金减免相关事宜的公告

[发布部门] 海关总署
[发布文号] 海关总署公告 2015年第27号
[发布日期] 2015年6月5日
[实施日期] 2015年6月5日
[概要]

在此之前,关税滞纳金减免标准并不明确,通过本公告使减免关税滞纳金所需条件明确化。

■ 税金の滞納金減免に関する事項の明確化に関する公告

[発布部門] 税関総署
[発布番号] 税関総署公告 2015年第27号
[発布期日] 2015年6月5日
[実施期日] 2015年6月5日
[概要]

これまで関税の滞納金の減免に関する基準は必ずしも明確ではなかったが、この公告により関税の滞納

金が減免される場合の要件が明確化されている。

[法令原文] <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info750013.htm>

■ 关于放开在线数据处理与交易处理业务(经营类电子商务)外资股比限制的通告

[发布部门] 工业和信息化部

[发布文号] 工信部通[2015]196号

[发布日期] 2015年6月19日

[概要]

对于在线数据处理与交易处理业务(经营类电子商务),从前对外资的出资比例被限制在50%以内,本通知使设立100%外商投资的独资企业成为可能。

[法令原文] <http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12845605/n13916928/16645352.html>

■ 关于规范成本分摊协议管理的公告

[发布部门] 国家税务总局

[发布文号] 国家税务总局公告2015年第45号

[发布日期] 2015年6月16日

[实施日期] 2015年7月16日

[概要]

本公告是税务部门发布的管理关联企业间的成本分摊协议的公告。规定了成本分摊协议的申报义务、对不符合独立交易原则和成本与收益相匹配原则的成本分摊协议实施特别纳税调查调整等。

[法令原文] <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1703141/content.html>

■ オンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商取引)外資持分制限に関する通知

[発布部門] 工業及び情報化部

[発布番号] 工信部通[2015]196号

[発布期日] 2015年6月19日

[概要]

オンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商取引)については、これまで外資の出資比率は50%に制限されていたが、本通知により外資100%の独資企業を設立することが可能となった。

■ 費用分担契約管理の規範に関する公告

[発布部門] 国家税務総局

[発布番号] 国家税務総局公告2015年第45号

[発布期日] 2015年6月16日

[実施期日] 2015年7月16日

[概要]

税務部門による関連企業間の費用分担契約の管理に関する公告である。費用分担契約の届出義務、独立取引原則及び費用収益対応原則に合致しない費用分担契約に関する特別納税調査調整の実施などを規定している。

【司法解釈】

■ 关于认可和执行台湾地区法院民事判决的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2015]13号

[发布日期] 2015年6月29日

[实施日期] 2015年7月1日

[概要]

对台湾地区法院的民事判决、裁定、和解笔录、调解笔录、支付命令,可以向中国大陆人民法院申请执行。本规定为届时办理手续的相关规定,较以往手续更为宽松。

[法令原文] <http://www.chinacourt.org/law/detail/2015/06/id/148295.shtml>

■ 台湾地域裁判所民事判決の認可及び執行に関する規定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法釈[2015]13号

[発布期日] 2015年6月29日

[実施期日] 2015年7月1日

[概要]

台湾地域の裁判所による民事判決、裁定、和解条項、調解条項、支払命令については、中国本土の人民法院に執行を申し立てることができる。この規定は、その際の手続に関する規定であり、従前の手続を緩和したものである。

■ 关于认可和执行台湾地区仲裁裁决的规定

[发布部门] 最高人民法院
[发布文号] 法释[2015]14号
[发布日期] 2015年6月29日
[实施日期] 2015年7月1日
[概要]

本规定为就台湾地区仲裁机关的仲裁判断、仲裁和解、仲裁调解向中国大陆人民法院申请执行时相关手续的规定，与以上民事判决相同，均较以往手续更为宽松。

【法令原文】<http://www.chinacourt.org/law/detail/2015/06/id/148297.shtml>

■ 台湾地域裁判所仲裁判断の認可及び執行に関する規定

[発布部門] 最高人民法院
[発布番号] 法釈[2015]14号
[発布期日] 2015年6月29日
[実施期日] 2015年7月1日
[概要]

この規定は、台湾地域の仲裁機関による仲裁判断、仲裁和解条項、仲裁調解条項について、中国本土の人民法院に執行を申し立てる際の手続に関する規定であり、上記民事判決の場合と同様、従前の手続を緩和したものである。

■ 关于环境侵权责任纠纷案件适用法律若干问题的解释

[发布部门] 最高人民法院
[发布文号] 法释[2015]12号
[发布日期] 2015年6月1日
[实施日期] 2015年6月3日
[概要]

关于环境污染引起的侵权相关纠纷案件，按照《侵权责任法》、《环境保护法》和《民事诉讼法》进行处理。本解释基于此前的裁判实务，对环境侵权相关民事责任的认定、环境污染的共同侵权污染者的责任等进行了解释。

【法令原文】<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-14615.html>

■ 環境権利侵害紛争案件の法律適用の若干問題に関する解釈

[発布部門] 最高人民法院
[発布番号] 法釈[2015]12号
[発布期日] 2015年6月1日
[実施期日] 2015年6月3日
[概要]

環境汚染による権利侵害に関する紛争事件については、「権利侵害責任法」、「環境保護法」及び「民事訴訟法」の関係規定に従い処理をすることになる。本解釈は、これまでの裁判実務を踏まえて、環境権利侵害に関する民事責任の認定、共同して環境汚染に関与した場合の汚染者の責任等に関する解釈を定めたものである。

【劉楊、張娟、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国の手付について

【ご質問】 中国の手付について教えてください。また、中国では、手付は違約手付が原則であると聞きましたが、当事者が手付とは別に違約金の合意をした場合はどうなるのでしょうか。

中国民法上、「手付」とは、契約締結前又は履行前に一方当事者が他方当事者に対し債権の担保として給付する一定額の金銭をいいます。手付契約は、書面で約定しなければならず、実際に金銭を交付した日から効力が発生します（「担保法」第 90 条）。また、手付の金額については、主たる契約の目的額の 20%を超えてはならないという制限があることに留意する必要があります（「担保法」第 91 条）。

1. 手付の種類

日本民法では、手付は原則として解約手付（当事者に解約権を留保する意味を有する手付）であるとされていますが（日本「民法」第 557 条第 1 項）、中国では広く債権の担保として交付するものであると定められています。中国の「担保法」、「契約法」及び『「担保法」の適用に関する若干問題の解釈』（以下、「担保法司法解釈」という）の規定によれば、手付には以下のような種類があるとされています。

① 違約手付

契約当事者が債務を履行しなかった場合の担保として当事者が約定する手付です。中国では、当事者間に特段の合意がなければ、手付は違約手付であると解釈されます。手付を交付した当事者が約定した債務を履行しない場合には、手付は没収されます。また、手付を受領した側の当事者が約定した債務を履行しない場合には、手付の倍額を返還する必要があります。

この違約手付は債務不履行の場合の賠償として交付されるものであるため、債務者が債務を履行した場合には、その手付金は代金に充当するか又は返還することになります。（「担保法」第 89 条、「契約法」第 115 条）

② 立約手付

将来、契約を締結することを保証するために、当事者が主たる契約の締結前に約定する手付です。当事者間に合意があれば、このような趣旨の手付を交付することもできます。

立約手付では、手付の交付者が主たる契約の締結を拒否した場合には、手付の返還を請求することができなくなります。また、手付を受領者が契約の締結を拒否した場合には、手付の倍額を返還する必要があります（「担保法司法解釈」第 115 条）。

③ 成約手付

当事者が、手付の交付を主たる契約の成立又は効力発生要件として約定する手付です。中国民法は、このような趣旨で手付の約定がなされることも予定しています。

ただし、成約手付の合意をした場合において、手付がまだ交付されていないにもかかわらず、主たる契約が履行され又はその主要な部分が履行された場合、手付が交付されていない事実は主たる契約の成立又はその効力発生に影響を与えないと解されています（「担保法司法解释」第116条）。

④ 証約手付

契約が成立した証拠として交付される手付です。明文規定はありませんが、このような性質は全ての手付に備わっているとされています。

⑤ 解約手付

当事者に契約の解除権を留保させる意味で約定する手付です。解約手付の場合、手付の交付者は手付を放棄することにより主たる契約を解除することができ、手付の受領者は倍額の返還することにより主たる契約を解除することができます。

日本民法とは異なり、当事者間に解約手付として手付を交付する旨の合意がなければ、手付が交付されていても当然には契約を解除することはできません。手付を放棄又は倍額を返還することにより主たる契約が解除された場合の責任の処理については、「契約法」の規定が適用されます（「担保法司法解释」第117条）

2. 手付と違約金の関係

契約当事者は、一方が違約した場合、相手方当事者に一定額の違約金を支払う旨の約定をすることができます（「契約法」第114条）。日本民法では手付は原則として解約手付であるとされていますが、上記のとおり、中国民法では手付は原則として違約手付であるとされているため、手付に加えて、違約金を定めた場合には両者の関係が問題となります。

中国の「契約法」は、契約当事者が違約金と手付について約定した場合、違約金又は手付のいずれかを選択することができるものと規定しています（「契約法」第116条）。すなわち、当事者は両者を併用することはできず、違約金と手付のうちのいずれか一方の規定を選択して行使することができるということになります。

【神保宏充、臧晶】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト:<http://www.lexhh.com/> 電子メール:info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。